

## 静岡県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金保証料補助金交付要綱

### 第1 趣旨

知事は、農業者の負担軽減を図るため、農業者に信用保証を付す静岡県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この要綱において「農業者」とは、県内に家畜を所有するもののうち、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザにより所有する家畜の殺処分等を実施し、静岡県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金利子補給金交付要綱（令和 年 月農ビ第号。以下「利子補給金要綱」という。）により利子補給を行う資金を借り受ける農業者をいう。
- (2) この要綱において「信用保証料」とは、基金協会が信用保証の対価として保証金額に基金協会の定める保証料率を乗じて算定した保証料のことをいう。

### 第3 補助の対象及び補助額

- (1) 補助の対象  
基金協会が第2の(1)に規定する資金を借り受ける農業者に対して信用保証を付した際の信用保証料（農業者から徴した場合を除く。）
- (2) 補助の額  
予算の範囲内で知事が認める信用保証料。ただし、融資機関等が信用保証料を助成する場合を除く。

### 第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 交付申請書（様式第1号）
  - イ 資金状況調べ（様式第2号、概算払承認申請の場合のみ）
- (2) 提出期限  
農業者が融資を受けるために融資機関に保証委託し、基金協会が保証を付した年度の3月31日まで

### 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。  
繰上償還等による信用保証料、保証期間を変更する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

### 第6 変更の承認申請

- 提出書類 1部
- ア 変更承認申請書（様式第3号）
  - イ 資金状況調べ（様式第2号、概算払承認申請の場合のみ）

## 第7 実績報告

### (1) 提出書類 1部

- ア 実績報告書（様式第4号）
- イ 保証料補助所要額計算書（様式第5号）

### (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

## 第8 請求の手続

### (1) 提出書類 1部

- 請求書（様式第6号）

### (2) 提出期限

補助金の交付確定の通知を受領した日から起算して10日を経過する日まで

## 第9 概算払いの請求手続

提出書類 1部

- ア 概算払請求書（様式第6号）
- イ 資金状況調べ（様式第2号）

## 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。